

理学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」という。）に相談する。相談を受けたIN室は、学生と面談を実施する。なお、学生との面談は、「面談責任者」および「面談接対応者」（以下、「面談者等」という。）がおこなう。

学生は、面談者等と面談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）以下、「様式1」とする」および別紙「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」の必要事項を記入する。面談者等は、学生に授業・試験生活等に関する合理的配慮（以下、「配慮」という。）が必要であると判断する場合は、学生本人の希望・意向を確認し様式1に学期ごとの要望書の更新の必要性の有無を記入する。

- ・面談者等は、配慮内容を検討する際に、診断書、障害者手帳、心理検査等の結果、専門家の所見、過去の配慮実績などの資料を参考とする。

- ・学生本人が様式1を作成することが困難な場合は、保護者等が面談者等と相談しながら作成を代行できる。また、本人および保護者等が作成することが困難な場合は、本人と保護者等の同意の下、面談者等が様式1および別紙を作成することができる。

- ・面談者等が学生と授業担当教員等との早期の面談が必要であると判断した場合には、学生の同意の下に、要望書の提出前に面談者等は学生支援課を介して必要な情報を当該部局に提供することができる。

様式1および別紙は学生本人が学務部学生支援課に提出する。学生本人が提出することが困難な場合は、面談者等が提出を代行する。

学務部学生支援課は、様式1の宛先部局へ送付する。

2. 理学府における合理的配慮の協議

様式1を受理した理学府長は、所属専攻長及び担当教員へ要望内容を通知する。

所属専攻長及び担当教員並びに理学部等教務課学生支援係は、必要に応じ合理的配慮の協議に必要な当該学生に関する基礎情報、および留意事項等を共有するため、IN室（面談者等）に相談する。その上で、合理的配慮要望書の外、これらの基礎情報等を基に所属専攻長及び担当教員は、当該専攻における合理的配慮の内容について協議する。

理学府長は、所属専攻長及び担当教員が協議した合理的配慮内容について、教務委員会および学生委員会へ審議を依頼する。委員会より審議結果の報告を受けた理学府長は合理的配慮内容を決定し、専攻長会議へ報告する。

また、合理的配慮の協議において、下記の事項についても留意する。

- ・理学府のみでの対応が困難な事案については障害者支援推進担当理事（学務部学生支援課）に相談する。
- ・合理的配慮要望書を提出した学生が大学院基幹教育科目を履修している場合は、学務部学務企画課教務・学務情報係と情報共有に努める。
- ・合理的配慮要望書を提出した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学府（学生担当係等）と情報共有に努める。

3. 合理的配慮内容の通知

理学府長は、決定した合理的配慮内容について、学府長名義で「合理的配慮依頼文（様式2）以下、「様式2」とする」により合理的配慮の内容を作成するとともに担当教員へ通知し、併せて様式2の写しを学務部学生支援課およびIN室へ送付する。また、「合理的配慮受付通知文（様式3）以下、「様式3」とする」を作成し当該学生へも合理的配慮内容を通知する。

4. 建設的対話

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、様式2への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。

担当教員は、各担当係から送付された様式2をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を様式2へ記入して理学部等教務課学生支援係へ送付する。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。理学部等教務課学生支援係は、教員の検討結果が記入された様式2を学生、および学生支援課・IN室へ随時送付する。

学生は、検討結果が記入された様式2をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。直に行う建設的対話については、様式1において学生が調整を希望している場合は、理学部等教務課学生支援係に申し出ることとし、理学部等教務課学生支援係は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

5. 合理的配慮の実施

担当教員は、合理的配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、理学府長もしくは理学部等事務部と協議する。

また、担当教員は、上記4. の建設的対話および理学府長もしくは理学部等事務部との協議等により、合意形成し配慮を実施する。

6. 不服申立

学生は、学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学務部学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

7. その他

学生は、様式1を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又はその他要望に対し相談事項が生じた場合は、学務部学生支援課に相談することができる。

※ 合理的配慮の検討、実施にあたっては、適宜、IN室に相談するものとする。

<理学府における障害のある学生に対する修学支援の流れ（学生向け抜粋版）>

＜理学府が開講する大学院科目の場合＞

